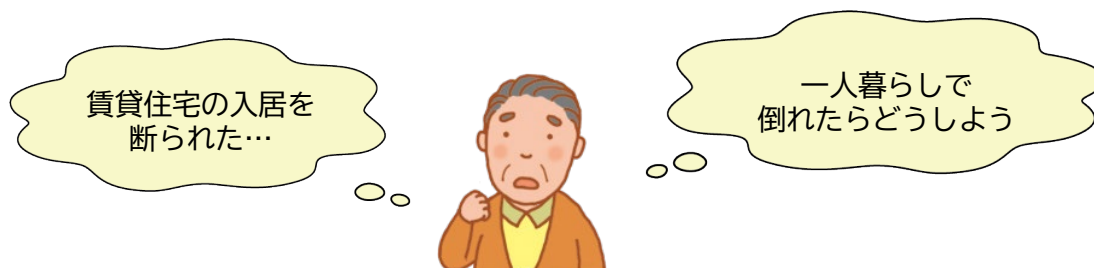


住宅セーフティネット法が改正されます

～令和7年10月からスタート（予定）～

住まいに関するお困りごとはありませんか？

高齢等を理由に賃貸住宅の入居を断られたり、一人暮らしの不安を感じたりしていませんか。



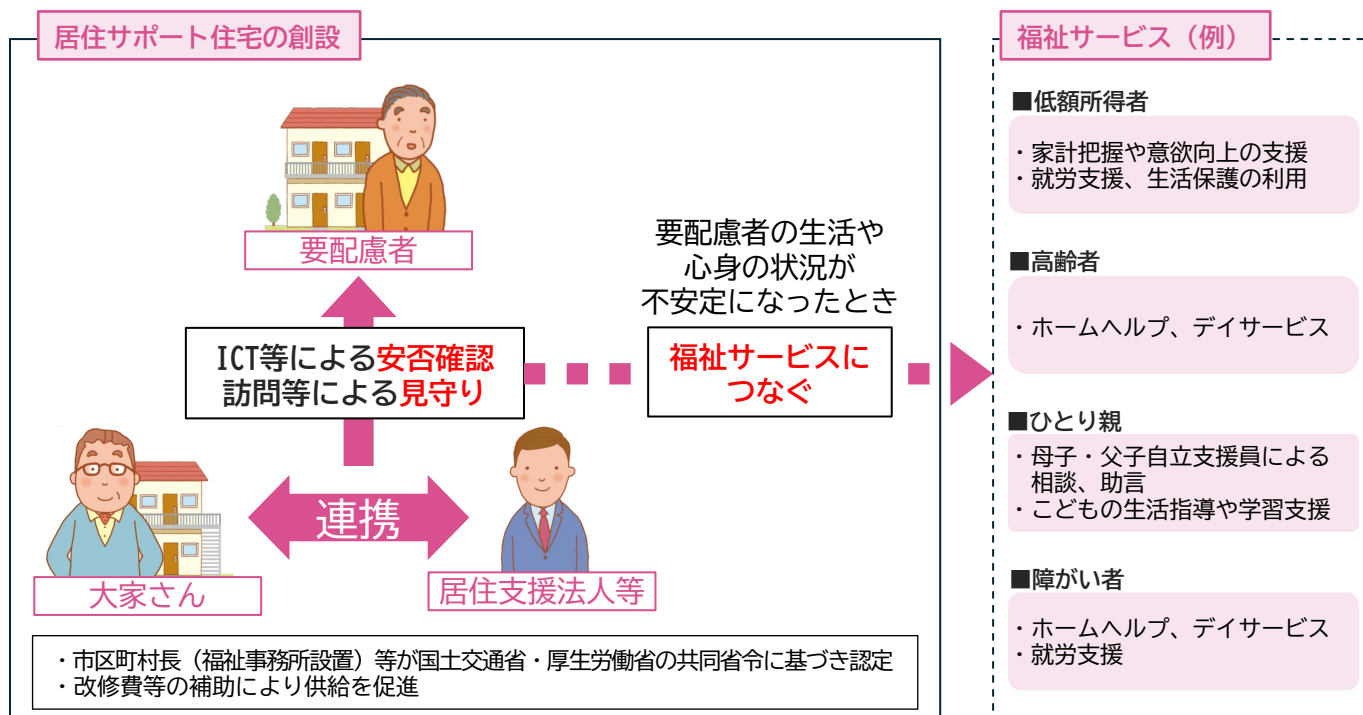
住宅セーフティネット法とは？

住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）は、低額所得者や高齢者など、住宅の確保が困難な方々（住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という））が安心して賃貸住宅に入居できることを目的として制定された法律です。

令和6年度改正\4つのポイント／

ポイント 01 居住支援法人等と大家が連携し入居中のサポートを行う「居住サポート住宅」を創設します

～“入居後の変化やトラブルに対応できる”住宅の創設～



○入居する要配慮者については認定保証業者が家賃債務保証を原則引受け

○生活保護受給者の場合、住宅扶助費（家賃）について代理納付を原則化

ポイント

02

要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者を国土交通大臣が認定する制度を創設します

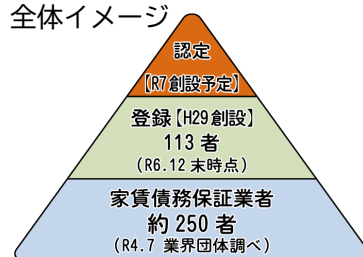
～ “家賃滞納に困らない” 仕組みの創設 ～

家賃債務保証業者の認定基準

- ・ 居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を原則断らない
- ・ 要配慮者の家賃債務保証の契約条件として、緊急連絡先を親族などの個人に限定していない。（法人でも可とする）

等

■家賃債務保証業者の全体イメージ

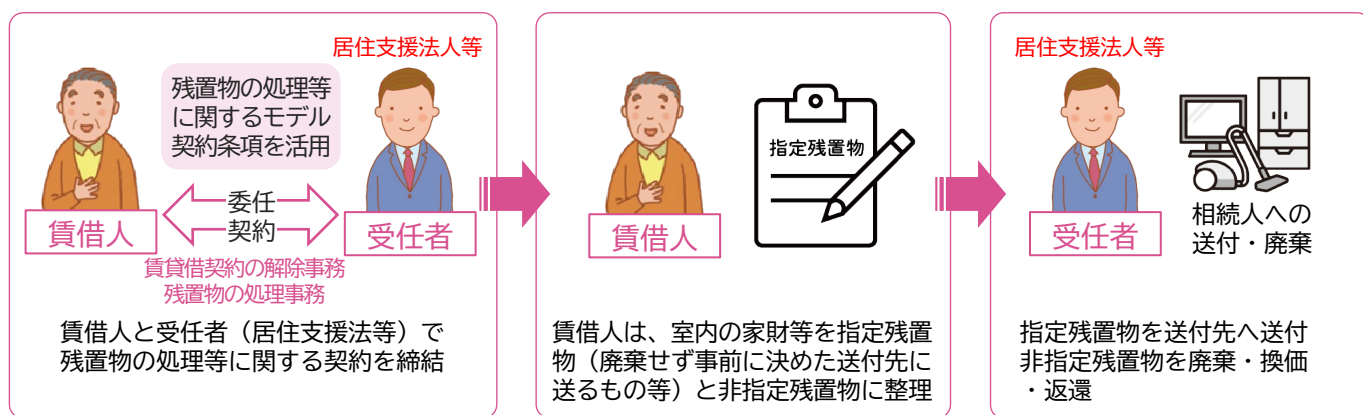


ポイント

03

残置物処理等業務を居住支援法人等に委任することができます

～ “残置物処理に困らない” 仕組みの普及 ～



モデル契約条項に関する詳しい情報や使いやすい契約書式はコチラ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html



ポイント

04

終身建物賃貸借※の認可手続きを簡素化します

～ “賃貸借契約が相続されない” 仕組みの推進 ～

※終身建物賃貸借：賃借人の死亡時まで継続し、死亡時に終了する（相続人に相続されない）賃貸借

終身建物賃貸借標準契約書のひな型はコチラ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000013.html



居住支援に関する制度

■居住支援協議会

居住支援協議会は、地方公共団体と様々な関係者・団体等が地域の居住支援体制整備に向けて協議を行う、つながりの場です。

居住支援協議会一覧は
コチラ



■居住支援法人

居住支援法人は、地域で居住支援の活動に取り組む法人として、住宅セーフティネット法に基づき都道府県が指定する法人です。

居住支援法人一覧は
コチラ



■セーフティネット住宅

セーフティネット住宅は、要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅です。

セーフティネット住宅
情報提供システムは
コチラ

